各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答

令和 6 年 8 月 29 日 各務原市

実施方針に関する質問への回答

<u> 実</u> 施	万金	†に関っ	ナる質	問へ	の厄	答			
No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	4	第1章	第1節	8	(3)	ア		内見云は何日住度の怨走じりか。まに云貼れ典とは用貼れ展 の記記ですか。相字する関館が典の担増があればご数極/だち	お見込みの通りです。実施方針p.4及び要求水準書(案)p.4の開業準備業務について、「ア内覧会及び開館式典等の実施業務」に修正しました。 内覧会及び開館式典の規模は未定です。
2	5	第1章	第1節	11	(1)	ア	付帯施設 (付帯事 業)につい て	付帯施設(付帯事業)の配置場所については、実施方針P10の図2防災公園のエリア区分図において、エリアAまたはエリアBにいずれに計画してもよろしいのでしょうか。またその配置によって示されている運営開始日に合わせて開業するイメージでよろしいでしょうか。	業エリア)」はエリアBに配置してください。 また、要求水準書(案)p.89に記載の通り、付帯施設(公園施設)
3	6	第1章	第1節	12	(2)	ア		ここでは、「事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料金」とあり、貴市のご承認を受ければ施設の利用料金は事業者のほうで定めることができると受け取ることができますが、要求水準書(案)p16には、「体育館等に係る利用料金の額は、表1-7に示すとおりとする。」とあり、実施方針の記述と矛盾するように受け取れるのですが、いかがでしょうか。	要求水準書(案)p.17に記載の通り、キッズルームやトレーニングルームの市民以外の利用などは、事業者の提案によるものとしています。 また、表1-7に記載以外の区分について、事業者の提案により設定することが考えられます。
4	6	第1章	第1節	12	(1)	ア	設計・建 設・工事監 理業務の 対価	設計業務に係るサービス対価は完了払い(基本設計完了時と実施設計完了時)とありますが、実施設計完了時とは確認申請がおりた時点をいうのでしょうか。	確認申請を含めた必要となる関係官庁への許認可申請は、設計業務に含まれており、これらを含めて設計業務が完了したときが、実施設計完了時となります。なお、実際の支払いは、実施設計完了後、市の完成検査を経てから、事業者が請求書を発行することになります。
5	6	第1章	第1節	12	(1)	イ	維持管理・ 運営業務 の対価	実施方針(案)に関する質問回答NO15にて、開業準備に関わるサービス対価は維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含まれますとあります。その支払方法については、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払うとありますが、開業準備費は開業準備業務完了後すみやかに支払われないのでしょうか。	開業準備費は、開業準備業務の完了時(令和11年6月頃)に支 払う予定です。詳細は入札公告時に示します。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
6	10	第1章	第1節	16			図2	補助金活用エリア)の境界が明確に視認できるような印(簡易的	簡易的な境界の明示(境界杭や境界鋲等)が必要です。 要求水準書(案)p.62~63の本市の完成確認について、「(f) 1期 工事の建設工事完了時において、対象工事範囲を確認できるよう、境界杭や境界鋲等で境界を明示すること。」と追記しました。
7	10	第1章	第1節	16			事業スケ ジュール (予定)		防災公園については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とします。 要求水準書(案)p.15の運営開始期限について、「なお、 <u>防災</u> 公園については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とする <u>が、その場合、維持管理運営についても前倒しで実施するものとする。</u> 」に修正しました。
8	12	第1章	第2節	1				事業者のプレゼンテーション及びヒアリングの参加人数が決まっ ていればご教授ください。	未定です。詳細については、入札参加者の代表企業に別途連絡 することとしています。
9	14	第2章	第3節	1	(5)			「代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者になることが可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の50%未満とする。」とありますが、代表企業が出資者の場合、出資比率の条件はありますでしょうか。	実施方針p.14に記載の通り、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとしてください。
10	16	第2章	第3節	2	(4)	ゥ	防災公園 の建設業 務を行う者	弊社が施工した都市公園の工事において、コリンズデータに「都市公園」の記載がございません。この施工実績を証明するために発注者のホームページから引用した資料を添付してもよろしいでしょうか。または必要な資料をご提示願います。	施工実績を確認できる資料であれば、問題ありません。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
11	24		第2節	1			表4一1事 業対象施 設	防災偏番月里と総合体育貼は別保として登偏する必要があります。 一大連物 に て整備することは可能でしょうか	防災備蓄倉庫と総合体育館は別棟として整備してください。 なお、要求水準書(案)p.49に記載の通り、「防災備蓄倉庫」はエ リアAに、「体育館」はエリアBに配置してください。
12	32	資料1							該当しません。なお、物価上昇については、物価変動リスクに該当し、サービス対価改定の対象となります。そのため、人件費の増加についてもサービス対価の改定に反映されることとなります。 詳細は入札公告時に示します。
13	32	資料1					物価変動	光熱水費の負担は全て事業者になりますが、光熱水費の供給単 価の上昇については物価変動であるという理解でよろしいでしょ うか。	サービス対価の改定対象となります。 詳細は入札公告時に示します。
14	32	資料1					施設損害	利用者による想定以上の施設損傷などについては、「第三者等 の事由による施設の損害」という理解でよろしいでしょうか。	具体的な事象によるため、協議によるものとします。

実施方針に関する意見への回答

			第1節			項目等	意見内容	回答
1	14	第2章	第3節	1		者の構成	現在の管理者や市と関係がある外郭団体が構成員または協力 企業として特定のグループに参加することについて言及がありま せんが、そのような場合には公平性を欠くように思われます。	現在の管理者である各務原市施設振興公社(市が100%出資する一般財団法人)や、各務原市スポーツ協会(市スポーツ課が事務局を担う任意団体)が特定のグループに参加することはありません。
2	32	資料1				契約締結	議会承認が得られない事によるリスクは市の負担としていただけ	原案どおりとします。市及び事業者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用は、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び事業者は、相互に債権債務関係が生じないことを想定しています。詳細は、入札公告時に示します。
3	32	資料1				法制度	本事業のみでなく、広く一般的に適用される法制度の新設・変更 に関するものも、市と事業者両方のリスク分担としていただきた い。	ご意見として承ります。
4	32	資料1					政府等による最低賃金引き上げ等の施策についてのリスクは市 の負担としていただきたい。	実施方針に関する質問への回答No.12をご参照ください。
5	32	資料1				不可持力	先般、新型コロナ感染症対応のため公共施設の休館や短縮営業等が全国的に行われました。そういった理由などで営業時間等に対する行政の指示、指導があった場合の施設利用者数変動による収入減については、市の負担としていただきたい。	具体的な事象によるため協議によるものとしますが、例示された コロナ禍のような状況における、市の指示に起因することが明確 な収入減については、市の負担とします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

	水準														
No	本編	添付 資料	閲覧 資料	頁	第1	節	1	(1)	ア	(ፖ)	а	(a)	項目等	質問内容	回答
1	0			4			3	(2)	イ					工事監理業務が建築物のみとありますが、外構など建築物以外 の監理は含まれないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	0			7	7		3							利用料金収入の還元について、付帯事業に係る売上はこれに該 当しないという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	0			9	5		9						光熱水費の負担	広場公園エリアは令和11年3月31日まで現行事業者による運営管理がなされるという認識から、水光熱費の負担は事業者側ではない(除外)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。令和11年3月31日までの広場公園の光熱 水費負担は、事業者ではありません。
4	0			9	第 1		9							「事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う」との記載がありますが、提案施設にかかる光熱水費についても提案額内であれば貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のp.7表1-2に記載の通り、提案施設の内容が公共用途である場合についてはサービス対価に含みますが、民間収益用途である場合についてはサービス対価に含みません。実施方針p.9及び要求水準書(案)p.9の光熱水費の負担について、「維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費(民間収益用途の提案施設及び付帯事業にかかるものを除く)は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、本市が定期的に支払う。」と修正しました。また、要求水準書p(案)p.88の提案施設の運営について、「オ民間収益用途の提案施設の維持管理・運営業務の費用、光熱水費は事業者の負担とする(対価に含まない。)」と修正しました。

5	0		9	8					かか該国とすると考えてよろしいでしょうか。	付帯施設に係る駐車場や外構等を含む一帯の敷地が対象となります。また、要求水準書(案)p.28に記載の通り、付帯施設は防災公園の夜間の施錠から除くため、防災公園と営業時間が異なる付帯施設を提案する場合は、付帯施設専用の駐車場を計画するようにしてください。なお、要求水準書(案)P.89に記載のとおり、付帯施設は都市公園施設の設置管理許可によるものとしており、都市公園の占用にはあたりません。また、付帯施設の使用料の額の想定にあたっては、実施方針(案)に関する質問への回答(令和6年7月10日公表)No.29をご参照下さい。
6	0		10	1	5	(11)		事業スケジュー ル	既存施設である広場公園の運営期間は令和11年4月1日からですが、令和11年3月末までは現管理者が利用許可業務等の運営を行っているという理解でよろしいですか。また、令和11年5月末日までの運営は開業準備業務に含みますか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:運営業務に該当します。
7	0		10	1	5	(11)		争来人ケンユー	防災公園(1 期工事部分)の運営が開始されて以降、必要な維持管理及び運営業務や、開業準備業務に対応するための拠点として、既存施設の一部をお借りできるのでしょうか。	
8	0		10						エリアAおよびBは活用補助金が異なりますがそれらを一体的に	問題ありません。全体の施設完成後、エリアAとエリアBの境界は利用者から見てあまりわからない状態(一体的な状態)になることを想定しております。 ただし、要求水準書(案)p.49に記載の通り、エリア区分・ゾーニング・施設配置等の条件に従って計画してください。

9	0	10	5	11			事業スケジュー ル(予定)	体育館および防災公園の I 期、II 期という整備対象施設のうち、 貴市業務や貴市民の利便性・安全性に資することを目的として、 一部施設を先に引き渡すことは可能でしょうか。	体育館の引き渡し日は令和 11 年 4 月末日、防災公園(1 期工事)の引渡し日は令和 10 年 1 月末日、防災公園(2 期工事)の引渡し日は令和 11 年 3 月末日を予定しています。実施方針p.10及び要求水準書(案)p.10の事業スケジュールの表に追記しました。 なお、防災公園については前倒しで供用開始することを可としていますが、その場合、維持管理運営についても前倒しで開始して頂くこととなります。要求水準書(案)p.15の運営開始期限について、「なお、防災公園については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能とするが、。その場合、維持管理運営についても前倒しで実施するものとする。」と修正しました。
10	0	10					事業スケジュー ル(予定)	運用開始時期、維持管理期間について、体育館、防災公園(1期工事分)、防災公園(2期工事分)が定められていますが、防災備蓄倉庫については記載がありません。エリアAに含まれるという事から、防災公園(1期工事分)と同じ運用、維持管理期間を想定されていますか。もしくは体育館と同じ整備期間として考えてよろしいですか。	エリアAに含まれるため、防災公園(1期工事分)と同じ維持管理 期間を想定しています。
11	0	10					図1-2 防災公園 のエリア区分図	当該敷地に対する周辺道路(北側、東側、西側、南側)からの人、 自転車などのアクセス条件を、教えてください。	「添付資料21 出入口の設置条件」として、自動車、自転車、歩行者の出入口の設置条件、市が想定する出入口の位置を示す図面を追加します。条件を確認の上、歩行者および自転車動線の計画を提案してください。要求水準書(案)p.50の動線計画の共通事項について、「(b) 接続道路及びその他の周辺道路からの利用者の動線を考慮すること。「添付資料21 出入口の設置条件」に示す、自動車、自転車、歩行者の出入口の設置条件及び市が想定する出入口の位置を参照の上、適切な出入口と動線を計画すること。」と追記しました。
12	0	10					凶「2 防火公園	敷地について、エリアA、エリアBの区分がなされていますが、境界線は不動のものでしょうか。面積同等であれば、境界線を移動することは可能でしょうか。	不可とします。

13	0	10					図1-2 防災公園 のエリア区分図	「※2防災公園の 1 期工事の範囲については、図 2 に示す「エリア A の全部」又は「エリア A の全部及びエリア B の一部(事業者の提案による)」とし、〜」とありますが、補助金活用のエリアA,B に対し、事業者主体により、1期工事の範囲を定めてよいといことでしょうか。また、前記の範囲を定めるにあたり、面積などの上限はないと判断してよろしいですか。	面積などの上限は設けておりませんが、要求水準書(案)p.49に記載の通り、エリア区分・ゾーニング・施設配置等は条件に従って計画してください。
14	0	10					図1-2 防災公園 のエリア区分図	敷地について、エリアA、エリアBの区分がなされていますが、整備に際して区分があるが、整備後は一体敷地として維持管理運営するものと判断してよろしいですか。	お見込みの通りです。
15	0	11		5	13		地元発注要件	「各務原市内に本店、支店、営業所等を有する者に、本事業契約における設計・建設業務に係る契約金額の25%以上の下請契約又は資材発注(いずれも本事業に係るものに限る。)を行うこと。」	25%以上を、入札参加グループのうち各務原市内に本店、支店、 営業所等を有する企業、または各務原市内に本店、支店、営業 所等を有する企業への下請契約又は資材発注(いずれも本事業
16	0	11		5	13		地元発注要件	提案書において、各務原市内に本店、支店、営業所等を有する者に対し、指定の25%を超える割合(たとえば30%等)での発注を提案した場合、加点対象になると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時の落札者決定基準にて詳細を示します。
17	0	11	1	5	13		地元発注要件	維持管理・運営業務に係る契約金額の25%以上の下請契約又は 資材発注を行うこと。と有りますがこの要件については維持管理・ 運営期間中を通じて要件を満たすことで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

18	0	15	1		8	(3)		運営開始期限	事業者の提案により運営開始日を早めることが可能とあります。 市民にとっては利用できる期間が早まりサービス向上につながりますが、一方で整備を早期に終了した事業者が長期の運営・維持管理を行うこととなり、運営・維持管理費用が増大することとなります。価格評価の方法はどのようにお考えでしょうか。	価格は事業全体の金額で評価します。 入札公告時の落札者決定基準にて詳細を示します。 要求水準書(案)p.15の運営開始期限について、「なお、 <u>防災</u> 公園 については事業者の提案により運営開始日を早めることも可能と するが、その場合、維持管理運営についても前倒しで実施するも のとする。」と修正しました。
19	0	16	1	8	4	(2)		表 I-/ 体育館等の利用 料金		前段:お見込みのとおりです。 後段:不可とします。
20	0	16	1	8	4	(2)		利用料金	駐車場の利用に係る料金については有料・無料どちらでしょうか ご教示下さい。	無料です。
21	0	16	第 1		4	(2)			駐車場に電気自動車の充電スタンドを設置し、収益を得ることは 可能でしょうか。	付帯施設としてのみ実施可能とします。
22	0	16						利用料金	がなされていますが、卓球、バトミントンなどコート1面ではなく人 としての利用が考えられます。個人利用者の料金設定は、事業	個人での利用についても面貸しの形態になるものと想定しています。面貸しの形態にならない個人利用(例えば不特定多数の者に同じ施設を同時に利用させる等)については自主事業として実施されることを想定しています。
23	0	18	8		4	(3)		施設利用の考え 方	体育館が選挙の投票所ならびに開票所として利用される予定はありますでしょうか。利用が想定される際、同日にメインアリーナ等で興行やイベントを企画しており、延期や中止が難しい場合は、優先利用を別の場所にしていただく等、貴市のご配慮を頂戴できますでしょうか。	現時点では予定はありません。
24	0	18	8		4	(3)		施設利用の考え 方	体育館が選挙の投票所ならびに開票所として利用される予定はありますでしょうか。利用が想定される際、選挙のための建物管理における業務の追加(例えば臨時警備員の配置等)については、貴市および貴市選挙管理委員会と別途費用に関する相談とさせていただけますでしょうか。	現時点では予定はありません。

25	0	19	第 1	5			興行について	Vリーグ(JAぎふリオレーナ)とBリーグ(岐阜スゥープス)のホーム ゲームの試合数をご教示下さい。	年に1回ずつ程度を想定しています。
26	0	24			+			隣接する住宅に配慮した緩衝緑地帯の植樹密度や地形の起伏 に条件はありませんか。	植樹密度や地形の起伏の条件はありませんが、緩衝緑地帯としての機能に配慮して計画してください。
27	0	24			シ			直近の大会やイベント等でシャトルバスを用意した例があれば、 バスの規模や運行内容をお示しいただけないでしょうか。	ありません。
28	0	25			セ			災害対策用倉庫と防災備蓄倉庫は兼ねて計画することは可能ですか。	不可とします。
29	0	26		3		1		駐車場への乗り入れ口の設定にあたり特別に設けることが不可な場所はありますか。また提案にあたり公安協議など事前おこなっても宜しいか。	「添付資料21 出入口の設置条件」として、自動車、自転車、歩行者の出入口の設置条件、市が想定する出入口の位置を示す図面を追加します。条件を確認の上、自動車動線の計画を提案してください。 要求水準書(案)p.50の動線計画の共通事項について、「(b) 接続道路及びその他の周辺道路からの利用者の動線を考慮すること。「添付資料21 出入口の設置条件」に示す、自動車、自転車、歩行者の出入口の設置条件及び市が想定する出入口の位置を参照の上、適切な出入口と動線を計画すること。」と追記しました。
30	0	26	3	4	ア			計画地内にて暗渠化する山の前水路の計画断面をご提供いただけませんか。	「添付資料17 流量計算書」及び「閲覧資料3 造成工事設計図」を ご確認下さい。
31	0	26	3	4	ア			陌朱に刈りる影音がなければ上部に建築を計画りることはり形	地下埋設物の緊急掘削等の対応が可能な計画としてください。 「添付資料22 占用物件平面図」を追加しますのでご確認ください。 い。その上で、詳細は占用者にご確認ください。
32	0	27		5	ア			敷地北側の高圧線の影響範囲に建築物を計画した場合、離隔距離以外に特別な条件があれば教授ください。	「閲覧資料2 事業予定地インフラ現況図」をご確認の上、詳細は 占用者にご確認ください。

33	0	27	3	3	3	5	ア			電力	計画地内に高圧線が配置されており、「隔離に配慮すること」とありますが、高圧線からの隔離について、具体的な計画条件があれば、教えてください。	「閲覧資料2事業予定地インフラ現況図」をご確認の上、詳細は 占用者にご確認ください。
34	0	28	第 2		5	(1)	7			避難場所として の活用	想定される避難者、帰宅困難者の人数についてご教授ください。	災害発生の恐れがある場合、各小学校区の指定緊急避難場所へ事前避難することとしていますが、想定最大規模降雨の大雨などにより、各小学校区の指定緊急避難場所が使用できない場合は、本施設や他の安全な指定緊急避難場所で対応することとしています。その場合の避難対象地区は、気象状況や災害の危険度が高い地区等、その時の状況によって異なるため、本施設への具体的な避難者数は想定できませんが、施設の規模から、最大で体育館内に2000人程度、駐車場での車中避難等が1500人程度と考えています。なお、帰宅困難者については、想定していません。
35	0	31	第2			(2)	+			生活排水	敷地内にある既存の井戸の位置をご教示ください。	「添付資料23 既存井戸位置図」を追加しましたのでご確認下さい。
36	0	32	4	1	1	4	1					造りつけの棚やカウンター、ベンチ等、移動させることができない ものを想定しています。
37	0	34	2								構造計画に関し、構造体「II類」の適用は体育館棟および防災備蓄倉庫と考え、付帯施設に関しては必須ではないとの考えで宜しいか。	
38	0	36			3	(2)	オ		(a)		個別音響装置はスポーツイベントを対象にした装置程度と見受けられますが、文化芸能等のイベントまで網羅する必要があるでしょうか。	スポーツの大会やスポーツの興行等を想定した仕様としてください。
39	0	36	4		3	(2)	ъ		(b)	発電設備	発電設備の燃料について、点検などで使用した場合の燃料補給 は事業者の費用負担にて実施し、災害時など非常時に非常用発 電設備を使用した場合の燃料補給は貴市の費用負担にて実施 するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

													·	,
40	0		4	40	4	4	4	1	1		(h)	競技エリア	「床材は、スポーツ用弾性塩ビシートとし、鋼製床を設置すること。」とあります。スポーツ用弾性塩ビシートを採用するにあたり、構成床と併用される理由があればお示しください。	最適な弾力性を確保するためです。
41	0	6	4	41			4	(1)	ゥ		(p)		臨時観覧席のスタッキングチェア300席は、備品リストの折り畳み チェアを指していますか。また備品リストにない移動式観覧席は 常設でしょうか。	お見込みのとおりです。
42	0		4	41	4	4	4	2	ア		(b)	サブアリーナ	有効寸法で平面 44m×30m 以上の空間を確保するこを確保すること」とあります。別添資料5では「31m×44m」のプランが参考として提示されています。要求水準としては「有効寸法で平面 44m×30m 以上の空間を確保すること」、別添資料5は参考資料として判断いたしますがよろしいですね。	
43	0		4	42	第 2		4	(2)	ゥ			サブアリーナ 観覧席	観覧席の席仕様はメインアリーナと異なってもよろしいでしょうか。また、仮設対応も可能でしょうか。	仕様はメインアリーナと異なっても構いませんが、仮設対応は不可です。 固定観覧席としてください。
44	0		4	42	4	4	4	4			(b)	武道場(畳)	「(b) 利用する各競技の基準を満たすよう計画すること。」とありますが、本文中に、(a)柔道や合気道の競技場1面。 (e) 壁面の一部には収納式の鏡を設置し、ベビー・親子体操、ヨガ、ピラティスをはじめとした、、、別添資料5 ■サブアリーナ、コートレイアウト(参考)内に、■武道場 コートレイアウト(芯々)(参考)には「空手道」「剣道」「柔道」の記載があります。本文中にある「各競技の基準」とは、どの競技を指すのでしょうか。	基準を満たすべき競技としては、武道場(畳)は柔道、合気道を想定して下さい。また、武道場(板)兼多目的室は剣道、空手を想定するほか、畳を仮設した際に柔道、合気道の基準を満たすよう計画して下さい。
45	0		,	43	第 2		4	(4)		(g)		武道場(畳) 武道場(板)兼多 目的室	建具仕様や間仕切り壁の分割の仕方によって、防音性能が変 わってもよろしいでしょうか。	武道場(畳)及び武道場(板)兼多目的室において、具体的な数値による防音性能の規定はありません。 要求水準書(案)p.42及びp.43 について、「室外や分割利用時の他室にできるだけ音が漏れないよう建具仕様や間仕切り壁(天井内含む)等に適切な対策を講じること。」と修正しました。

46	0	45	4		4	(13)		(a)	災害対策用倉庫	マンホールトイレに設置する便座やテント等については、他の災害対策品と同様に貴市にてご準備・管理いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	0	45	4	4	4	16		(d)	選手更衣室兼小会議室	「ハンガーパイプを設置すること」とありますが、具体的な用途と 想定している人数がありましたらご教示ください。	選手更衣室として利用する際にハンガーを掛ける想定です。メインアリーナで想定する競技のチームあたり人数を想定してください。
48	0	49	5	2	2	2			エリア区分・ゾー ニング	防災公園内のエリア区分について同項にてしてされていますが、「センタープラザ・プロムナードゾーン」「プレイゾーン」「駐車場」についてはエリアの指定がありません。これらのゾーンの計画場所や形状については、事業者提案に委ねるということでよろしいですか。	要求水準書(案)p.49に記載の通り、施設配置等は条件に従って 提案してください。
49	0	50					1	С	車両動線	p49ページの(3)才「体育館・公園利用者用の駐車場は、市道各400号線、市道各416号線、市道各548号線 (西側付け替え道路)からのアクセスを考慮した位置に配置すること。バス用駐車場は、選手等の利便性を考慮し、可能な限り体育館に近い位置に配置すること。」との記載があります。 P50イの記載から、市道各400号線からの車両動線としては緊急車両動線を設けて、一般車両動線は設けないことを指すと判断してよろしいですか。	お見込みの通りです。
50	0	51	5	1	1	4	1	(a)	車両動線	(郷戸池方面)及び南方向(国道 21 号)からのアクセスに対しては、計画区域東側の市道各 416 号線から駐車場への誘導を図るものとする。」とあります。 一方26P3(1)には、	前段の記述を正として、要求水準書(案)p.26の3(1)を以下の通り修正しました。 「ア 南方向 <u>及び東方向</u> からのアクセスは、片側1車線が確保され、歩道が設置されている市道各416号線の利用(国道 21 号の各務原一丁目交差点から北進)を基本とすること。」「イ 西方向からのアクセスは、片側1車線が確保される市道各548 号線(西側付け替え道路として新設)の利用を基本とするこ

51	0	54	5		3	(5)			不法駐車・駐輪	自動車・自転車が放置された場合、個人情報保護法から事業者では所有者が分からない(警察に問い合わせても事業者には開示いただけない)、事業者が他人の所有物を撤去処分するのは法令違反となりかねない等、事業者では対応が困難です。このため、貴市のルール・貴市の経費負担に基づき、貴市と協議しながら放置車両対策を進めさせていただけませんでしょうか。	注意書きや貼紙等の対応は日常的な管理の一部として事業者に 実施して頂きますが、撤去処分については市の負担により実施 することとします。なお、現在のスポーツ広場公園において、放置 自動車や放置自転車の実績はほとんどありません。そのため、 本施設においても同様にほぼ発生しないものと考えております。
52	0	57		1	1	(1)	ア		業務期間	「体育館は、令和11年4月末日頃に建設工事を完了すること。」とありますが、防災公園の2期工事と合わせ完了時期を繰り上げてもよろしいでしょうか。	不可とします。
53	0	58		第1節	1	(2)			留意事項	「業務期間中において、広場公園利用者用の駐車場として250台以上を、『新たに整備する新総合体育館・総合運動防災公園のエリア』にて常時確保すること」とありますが、仮設で確保する場合、250台以上の駐車が可能であれば、舗装・区画線等は要しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
54	0	58		第1節	1	(2)			留意事項	「業務期間中において、広場公園利用者用の駐車場として250台 以上を、『新たに整備する新総合体育館・総合運動防災公園のエ リア』にて常時確保すること」とありますが、建設・工事監理業務 期間の開始時点では、駐車場確保が完了している必要は無く、 業務期間開始後に整備して確保するとの理解でよろしいでしょう か。	市は造成工事で仮設駐車場(250台以上)を整備した状態で、防災公園の引渡しをします(令和8年夏予定)。 「添付資料24 造成工事完了時仮駐車場位置図」を追加しましたのでご確認下さい。 また、要求水準書(案)p.58を以下の通り修正しました。 「業務期間中において、広場公園利用者用の駐車場として250 台以上を、「新たに整備する新総合体育館・総合運動防災公園のエリア」(添付資料2 参照)にて常時確保し、管理すること。なお、市で行う造成工事完了時(令和8年夏ごろ予定)に、仮設駐車場(250台以上)を整備した状態で、市から事業者へ防災公園の引き渡しを行う。仮設駐車場位置や車両出入口等については、「添付資料24 造成工事完了時仮駐車場位置図」を参照すること。」
55	0	58		2		(3)	イ	(8	a)[隣調査・準備調査	「近隣住民との調整及び建築準備調査等」とありますが、近隣住 民の対象範囲をご指示願います(たとえば、敷地境界から〇メートル以内の住宅等)。	少なくとも隣接住宅7軒と工場1軒は含み、それ以上については、 事業者の提案によるものとします。

56	0	58		第2節		(3)	イ		(c)	近隣調査・準備 調査等	「工事概要等を記載したパンフレット等を作成したうえで近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること」とありますが、パンフレットの仕様イメージが不明です。たとえば、説明用にパソコンで作成した文書やプレゼンテーション資料(スライド)等を、一般的なコピー用紙にプリントアウトした物でも構わないでしょうか。	例示の内容で問題ありません。
57	0	64	4		1	(2)				業務期間	期工事部分)が令和10年2月と最も早い時期に運営開始となります。広報や予約システム整備等、運営開始日から逆算しての対応となっており、その性質から体育館の運営開始日を指しているものと読み取りますが、貴市の見解をご教示ください。	予約システムについて、要求水準書(案)p.65を「 <u>体育館及び広場</u> 公園の運営開始日の3ヶ月前までに」と修正しました。 広報業務については、要求水準書(案)p.65を「 <u>防災公園及び広場公園の</u> 運営開始日までに、また、体育館の運営開始日の6か月前までに、本施設の各種情報の内容を含んだウェブサイトを開設・運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。」と修正しました。 これら以外については、原則として、それぞれの施設の「運営開始日」を指しています。
58	0	64	4		2					開館式典等	防災公園、体育館でそれぞれ供用開始時期が異なりますが、開 園式典及び開園記念イベントは、体育館の供用開始前の時期に 1回実施するという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
59	0	64	4	2						開館式典等の実 施業務	費用負担については、開館・開園式典については、貴市、開館・ 開園イベントについては事業者で見込むという認識でよろしいで しょうか?	お見込みのとおりです。
60	0	64	第 4		2		1			開館式典等の 実施業務	貴市が想定している招待者の人数等があればご教示ください。	未定です。
61	0	65	4	3	(3)					予約システム整 備業務	予約システムの所有については、運営期間終了後は、市へ移管 になる想定でしょうか?	移管する想定はありません。
62	0	65	第 4		3					予約システム整 備業務	予約システムにかかるPC及びネット回線は貴市より提供されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて調達をお願いします。
63	0	71	2		2					定期保守点検業 務	エレベーターの定期点検については、メーカー系保守会社による フルメンテナンス契約が必須となりますでしょうか。	原則として、お見込みのとおりです。同等のあるいは上回る水準 で実施することができる場合は、この限りではありません。

64	0		72	4		1				既存リース品	現在既設リース品があれば、その機器と、機器設置者(貴市、指定管理者様など)、残存期間、および年間リース料をご教示頂けますでしょうか。	既存のスポーツ広場公園におけるリース品は弓道場のモップ3本 (毎年度更新)のみで、年間2万円程度です。
65	0		75	6		3					現在のごみや資源物等の処分量をご教示ください。(現総合体育館、既存施設ともに)	既存のスポーツ広場公園におけるごみは、緑ごみが年間17トン程度、普通ごみが週1回70リットルごみ袋1袋程度です。なお、現在の総合体育館における普通ごみも週1回70リットルごみ袋1袋程度です。
66	0		77	5	8						既存施設の突発的な修繕についての金額の範囲をお示し下さい。(例〇万円以上は市、〇万円以下は事業者負担で年間通算〇万円以内など)	既存施設の修繕費について、指定はありません。「添付資料20 各務原市スポーツ施設個別施設計画」に記載されている計画修 繕を除いて、事業者が実施することになります。なお、要求水準 書(案)p.77に記載の通り、毎事業年度の修繕費は、事業者が提 案した年額を支払うこととし、執行残額は最終事業年度の終了時 に、本市に返還することを基本とします。
67	0		80	6	1	7	(4)			指定管理者制度	指定管理者としての指定の時期についてご教示下さい。	体育館は令和11年5月1日から令和31年3月31日まで、防災公園は令和10年2月1日から令和31年3月31日まで、広場公園は令和11年4月1日から令和31年3月31日までとすることを想定しています。詳細は、入札公告時に示します。
68	0		84	6		2	(6)			総括責任者	総括責任者と運営業務責任者または維持管理業務責任者は兼 任することは可能ですか。	不可とします。
69	0		84	6	2	6	(2)				維持管理・運営業務 総括責任者と運営業務責任者を兼ねる事は可能でしょうか。	不可とします。
70	0		88	6		6		+		ダハコ及ひアル		アルコール飲料の販売については、付帯施設については可とし、 提案施設については不可とします。なお、興行やイベントの開催 時等におけるキッチンカーや屋台等、常設でない売店施設につい ては可とします。

71	0		89	第 6	7	ク		付帯施設 (付帯事業)		飲食・物販ゾーンは、要求水準書(案)p.49に記載のとおり、エリアBに配置してください。その他、要求水準書を満たすことを前提とし、範囲については、事業者の提案によるものとします。
72	0		89	6	7	ゥ			付帯施設の供用開始時期について、先行して事業開始は可能でしょうか。	可能とします。
73	0		89	6	7	ウ			設置管理許可期間が最長10年とありますが、期間を10年以上と した提案は可能でしょうか。	事業者の提案により本事業の事業期間と同等(20年)で計画いただくことも可能です。ただし、制度上、設置管理許可の期間は10年であるため、10年後に再度の許可手続きが必要です。
74		2								防災公園の敷地が接する全ての道路が該当します。広場公園も 含めた全体で50%ということではなく、新たに整備する防災公園の みで基準をクリアして下さい。
75		2						事業範囲図	既存の各務原スポーツ広場公園のエリアについて、芝生広場、 観客席、テニス場、弓道場などの正確な大きさがわかる図面をご 提示いただけますか。	「閲覧資料9スポーツ広場公園の既存施設図面」をご参照ください。
76		2						事業範囲図	既存の各務原スポーツ広場公園のエリアについて、フェンスなど の更新がなされると聞いていますが、本事業計画にあたり、フェンスの形状、形式などを変更することも可能でしょうか。	既存の各務原スポーツ広場公園のエリアについて、フェンスの更 新は特段計画しておりません。
77		6						備品等リスト	 備品リストの内、現総合体育館より転用する備品があればご教示 ください。	「添付資料6 備品等リスト」に示す備品の中には、現総合体育館から転用するものはありません。ただし、これに含まれないものとして、現総合体育館に設置されている体操関係の器具を移設する可能性があります。移設するとなった際に倉庫に収めることができるよう想定して下さい。「添付資料25 現総合体育館の体操器具リスト」を追加しましたのでご確認下さい。

78	12					2路線計画平面 図	西側新設道路について、平面図上に「駐車場進入口」として2カ所記載がありますが、当該敷地に対する車両入口は指定されているのでしょうか。あるいは、2カ所まで、事業者判断にて位置を選定できるのでしょうか。	
79	0					コートレイアウト	メインアリーナにてバドミントン16面の参考図が御座いますが、メインアリーナ4分割を想定したレイアウトでしょうか。 また16面を配置することは必須でしょうか。	バドミントン16面の配置は必須で、4分割した際に4面ずつが収まるレイアウトを想定しております。
80	0		2			事業範囲図	資料記載の赤枠「既存エリア」は、広場公園の運営開始日と定める「令和11年4月1日」より前の期間においては現行事業者による管理が当該前日まで行われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81		3				造成計画平面図	応力を伝えることが悪影響を無ければ、上部に構造物(体育館な	地下埋設物の緊急掘削等の対応が可能な計画としてください。 「添付資料22 占用物件平面図」を追加しますのでご確認ください。 い。その上で、詳細は占用者にご確認ください。
82		3				造成計画平面図	製地内を東四に傾断する暗渠が敷設される区域について、敷地区分としては当該敷地として分割されないと考えてよろしいですか。また、同一敷地とみなされるとして、青線などの「法定外公共機」として扱われることになるのでした。	前段:お見込みのとおりです。 後段:防災公園を東西に流れる幹線排水路は下水道施設(雨水)、幹線水路に接続する暗渠排水路は法定外公共物になります。公図上に水路敷地(青線)は設けず、公園敷地内の占用物件として取り扱います。
83						参加資格	貴市の外郭団体である、各務原市施設振興公社様は、競争入札 の公平性担保のため、入札参加者になられることはないと理解し てよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する意見書への回答

安水	水準	書(案)	し関り	් ව,	思兄	書へ	、の呾	合					
No	本編	添付 資料	閲覧 資料	頁	第1	1	(1)	ア	(7)	a (a	項目等	意見内容	回答
1	0			9	1	5	9)				光熱水費 の負担		ご意見として承ります。なお、光熱水費の物価変動については、 サービス対価の改定対象となります。詳細は入札公告時に示します。
2	0			10							ジュール	運用開始時期、維持管理期間について、建築確認申請手続きを 考慮すると、防災備蓄倉庫は体育館と同じ整備期間(工事工期)と していただくことは可能でしょうか。	原案どおりとします。
3	0			35	第2	##	(1)	ъ			共通	「ZEB Oriented」相当以上の認証取得にあたっては、建築コストを不要に押し上げる要因となるため、「CASBEE-Aランク以上」を取得することを事業者側の提案とさせていただくことは可能でしょうか。「CASBEE-Aランク以上」の取得や省エネ設備の導入等により、充分に環境負荷低減を実現できるものと思料します。	国庫補助金の交付要件に関連していることから、原案どおりとしま す。
4	0			40	4	4	(1)	ア		(b	共通	「メインアリーナは、有効寸法で68m×45m以上の空間を確保すること」とありますが、機能によらず、寸法を特定することにより、事業者提案をの余地を狭くしてしまいます。別紙5に示す機能を満たせば、コートサイズについては指定しない方が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。	
5	0			40	4	4	(1)	7		(h (i	競技エリア	「床材は、スポーツ用弾性塩ビシートとし、鋼製床を設置すること。」と床仕上げ材料と下地材料について具体的な指定があります。併せて車両の出入りを想定されています。同仕様を選定するにあたり、必要とされる機能、数値目標などの性能を示すことにより、事業者提案のより良い提案を求めることが出来ると思いますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。必要とされる機能については、要求水準書 に記載のとおりです。

6	0		43	4	4	(5)		(b)	トレーニン グルーム	「(b) 器具は、利用者の需要や流行に合わせて、適宜更新すること。」とありますが、需要や流行という記載は、要求水準としては不明瞭です。「利用者の需要や流行に合わせて、」の記載は削除してただけますか。	原案どおりとします。事業者による提案を期待します。
7	0		46	第2	##	(17)		d	トイレ	「小便器以外は全て洋式トイレとし、」とありますが、NEXCOのPA・SAのトイレの設置基準では、全体の11%は和式トイレとなっております。これは、他人が使用した便座に直接座ることに抵抗を感じる人がいるためです。今回も、一部和式の設置をすべきと考えます。(別紙参照)	原案どおりとします。
8	0		52	5	3	(1)			センタープ ラザ・プロ ムナード	「プロムナードは体育館北側に配置し、センタープラザと体育館の エントランス・ロビーを含めた体育館北側の一体を交流広場空間と して活用できるよう計画すること。」とありますが、目的とする機能 のみの記載とし、「体育館の北側」の記載をなくすことで、事業者 の想像的な提案余地を与えていたただけますか。	要求水準書(案)p.52のセンタープラザ・プロムナードについて、「(c) プロムナードは 体育館北側に配置し 、センタープラザと体育館のエントランス・ロビーを含め、た体育館北側の一体を交流広場空間として活用できるよう計画すること。」と修正しました。
9	0		53	第2	##	(4)		С		「小便器以外は全て洋式トイレとし、」とありますが、NEXCOのPA・SAのトイレの設置基準では、全体の11%は和式トイレとなっております。これは、他人が使用した便座に直接座ることに抵抗を感じる人がいるためです。今回も、一部和式の設置をすべきと考えます。(別紙参照)	